

米中協議の概要(8月中旬~9月中旬、マドリード会合)

2025年9月24日

CISTEC 事務局

9月14日、15日、マドリードにおいて閣僚レベルの米中協議が開催された。協議後、両政府はTIKTOKの米国事業について基本的な枠組みが合意されたと発表し、米政府は、9月16日、12月16日まで法の執行が猶予され、TIKTOKの米国事業が存続することを公表した¹。9月19日の米中首脳電話会議後の両政府の発表においてもこの基本的枠組みが言及されている²。米中政府の発表や報道をもとに、マドリード会合での合意内容、それに至るまでの動向を整理すると以下の通りとなる。

1. マドリード会合まで(8月中旬から9月中旬まで)

(エクスポート H20)

6月上旬のロンドン協議後、米国はインフォームにより課した対中向け輸出制限措置を徐々に解除し、7月中旬にはエクスポートの H20 についても BIS の許可を受けて中国に輸出することを認める方針であることを公表したが、8月上旬にその売上の15%を政府に上納することが許可の条件であるとの報道がなされた³。これについて、エクスポートは、四半期報告において、公式には BIS から規則が公表されておらず、そのような要求は訴訟につながる可能性を示唆しており、未だこの事案は決着がついていないと想定される⁴。一方、中国側では、7月末に、中国インターネット情報弁公室が H20 に深刻なセキュリティ上の問題があると公表⁵、その後も中国企業にその使用を控えるよう指示する等の動きがあり、これに対応して、8月下旬以降エクスポートが H20 について生産停止をしているとの報道もある⁶。

(VEU 取消)⁷

¹FURTHER EXTENDING THE TIKTOK ENFORCEMENT DELAY, White House, September 16, 2025, <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/09/further-extending-the-tiktok-enforcement-delay-9dde/>

²両首脳電話会談後の公表文においては、米国側が TikTok デTAILの承認と言及しているが、中国側は、中国の法規に沿い、企業間での商業交渉による均衡のとれた解決を強調している。Truth Social, Donald J.Trump, <https://truthsocial.com/@realDonaldTrump/posts/115231649861246548>, 中国外交部、习近平同美国总统特朗普通电话、2025年9月19日、https://www.fmprc.gov.cn/web/zyxw/202509/t20250919_11712127.shtml

³ブルームバーグ、エクスポートと AMD、米政府に中国売上高の15%支払いへ、2025年8月11日、<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2025-08-10/T0SU6DGP493M00>

⁴ NVIDIA CORPORATION, QUARTERLY REPORT, p.36, August 27.2025, <https://investor.nvidia.com/financial-info/sec-filings/sec-filings-etails/default.aspx?FilingId=18733386>,

⁵国家互联网信息办公室就 H20 算力芯片漏洞后门安全风险约谈英伟达公司、2025年07月31日、https://www.cac.gov.cn/2025-07/31/c_1755675743897163.htm

⁶ブルームバーグ、エクスポート、H20 半導体関連の生産停止を要請、2025年8月22日、<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2025-08-22/T1DCL8GOYMTS00>

⁷CISTEC、サムソン、SK ハイニックス、インテルの中国の各半導体関連子会社の認証エントユーザー(VEU)資格を取消(12/31 施行)、

米国は、引き続き既存規制は維持しながらも、対中国向けの輸出管理についてその運用を強化してきた。EAR 違反措置の摘発に加え、8月末には、中国において操業しているサムソン、SK ハイニクス、及び TSMC の製造事業体について認証エンドユーザー(VEU)のステータスの取消を公表した。これらのエンドユーザー向けの半導体製造装置等については包括的に輸出が許可されてきたが、これにより個別の輸出許可が必要となる。既存事業継続のための輸出は個別許可で認めるようではあるが、個別許可は時間を要するうえ、事業拡大やアップグレードするための装置等の輸出は制限される可能性がある。在中国の韓国企業、台湾企業関連 VEU による供給というループホールを閉じ、米国から DRAM 等を輸出する米企業を競争上不利にしないための措置であると想定される⁸。

(米国はエンティティリスト追加、中国は対外貿易法に基づく調査)

ワシントン協議の直前に、BIS は中国企業 23 企業をエンティティリストに追加した⁹。一方、中国は対外貿易法¹⁰第 7 条、第 36 条に基づく調査を発動し、米国の 301 条対中追加関税、2022 年 10 月以降の半導体関連輸出規制、CHIPS and Science Act に基づく中国関連の投資制限、2025 年 5 月 Huawei Ascend を含む中国製 AI 半導体の使用に係る警告等について反差別性調査を開始し、実況に応じて相応の措置を講じるとしている(調査期限は通常 3 か月)。別添 1※CISTEC 仮訳

2. ワシントン会合(9月14日、15日、TIKTOK についての基本的な枠組み合意)

ワシントン会合の合意として、TikTok については、中国側から以下の報道がなされているところであるが、対外貿易法に基づく細則、技術輸出入管理条例により TikTok のアルゴリズムは、輸出管理の対象となっているため、中国政府は法に従って、当該技術輸出について審査認可を行う必要がある。

新華社通信、9月15日中米経済貿易会談中国側記者会見、2025年9月16日発信¹¹※CISTEC 仮訳

中国国家インターネット情報弁公室副主任の王京涛はメディアからの質問に回答する中で、中米双方は企業の意向と市場ルールを十分尊重することを基礎として、TikTok 米国ユーザーのデータとコンテンツのセキュリティ業務の運営の委託、アルゴリズム等の知的財産権使用権許可等の方式を通じて TikTok の問題を解決することについて、基本的な合意に達したと指摘した。中国政府は法に従って TikTok がかわる技術輸出、知的財産権使用権許可等の件について審査認可を行う。

<https://www.cistec.or.jp/members/z1905sokuho/20241209.pdf>。

⁸Reuters, US makes it harder for SK Hynix, Samsung to make chips in China, August 31, 2025,

<https://www.reuters.com/sustainability/society-equity/us-makes-it-harder-sk-hynix-samsung-make-chips-china-2025-08-30>

⁹CISTEC、米商務省 BIS が 32 企業を Entity List に新規掲載、

<https://www.cistec.or.jp/members/z1905sokuho/20250916.pdf>

¹⁰ 中华人民共和国对外贸易法、<https://exportcontrol.mofcom.gov.cn/article/zcfg/gnzcfg/flfg/202404/991.html>

¹¹ 新华社、中美就妥善解决 TikTok 问题达成基本框架共识、2025 年 9 月 16 日、

https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202509/content_7040852.htm

技術輸出入管理条例「輸出禁止・輸出制限リスト」¹²のうち輸出制限リスト

96 ソフトウェアと情報技術サービス業 086501X 情報処理技術

16.中国語および少数民族言語専用の人工知能対話型インターフェース技術

18.データ分析に基づくパーソナライズ化した情報のプッシュ通知サービス技術

(大量データの継続的学習・最適化に基づくユーザーにパーソナライズ化した嗜好の学習技術、ユーザーにパーソナライズ化した嗜好のリアルタイム感知技術、情報コンテンツの特徴のモデリング技術、ユーザーの嗜好と情報コンテンツのマッチング分析技術、推薦アルゴリズムのサポートに用いる大規模分散型リアルタイムコンピューティング技術等)

米国における報道¹³によれば、TikTokの米国事業はオラクル等を含む投資家コンソーシアムにより買収され、3社が新会社に出資し、パトダンスによる持ち株比率は20%未満に引き下げられるとされている。パトダンス本体から分離され、米国企業を主たるメンバーとするコンソーシアムが米国事業を運営することになるが¹⁴、最適動画を推薦するアルゴリズムの技術は、パトダンスが継続して所有し、上述のように中国政府の認可を受けて米国事業体にライセンス供与することで合意が成立したと考えられる¹⁵。ライセンス供与の具体的条件等について詳細は明らかになっていない。

3. 今後の注目すべき点

- ・ 米国においては、第二期トランプ政権発足後、輸出管理に加え、デジタル経済や重要インフラにおいて敵対国への依存を解消する取組みも推進されてきており、今回の協議で、その基本的枠組みが合意されたTikTok米国事業の分離も、この取組の一例として捉えることもできる¹⁶。この取組みについては、第一期トランプ政権において発令された大統領令¹⁷に基づき、2024年末、米商務省が情報通信技術・サービスサプライチェーン確保規則(ICTS)を発表し、敵対国に対し安全なサプライチェーンを確保するための制度的な枠組みが確立され¹⁸、その関連の政策とし

¹² CISTEC 解説、中国における「輸出禁止・輸出制限技術リスト」の施行について(第2版)、2023年12月26日、<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20231226.pdf#page=10>

¹³ ブルームバーグ、TikTok 米国事業、オラクル含む投資家連合が買収へ、2025年9月17日、<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2025-09-16/T2P2LUGOYMTF00>

¹⁴ 米国大統領府の報道官によれば、新たな事業体の取締役7人のうち6人は米国人、アルゴリズムは米国が管理、米国企業オラクルが米国人ユーザーのデータを管理し、中国側からはアクセスできないという枠組みが合意され、数日中に署名されると報道しているが、これらについて中国側の発表では言及はない。ブルームバーグ、TikTok、取締役7人中6人が米国人にアルゴリズムも米側が管理へ、2025年9月21日、<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2025-09-21/T2X2OKGOYMTD00?srnd=cojp-v2>

¹⁵ 9月15日、ワシントンでの協議中、中国市場監督管理総局は、NVIDIA社による Mellanox Technologies社の株式買収案について、過去その承認の際して課した制限条件に違反しており、これに対して更なる調査を実施することを公表したが、この公表と協議の関係は明らかではない。中国当局の発表については、**別添2※** **CISTEC 仮訳**を参照。

¹⁶ Reva Goujon and Juliana Bouchaud, Rhodium Group, The Clawback: Reclaiming Strategic Assets from China, March 31, 2025. <https://rhg.com/research/the-clawback-reclaiming-strategic-assets-from-china/>

¹⁷ Executive Order 13873 of May 15, 2019, Securing the Information and Communications Technology and Services Supply Chain, <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-05-17/pdf/2019-10538.pdf>

¹⁸ BIS, Commerce Issues Final Rule to Formalize ICTS Program, December 5, 2024, <https://www.bis.gov/press->

て、コネクテッドカー規制の導入による敵対国関連製品の排除¹⁹、海底ケーブル供給網から敵対国関連企業を排除する提案²⁰等が推進されてきている。これらの措置は、トランプ政権の主要な政策である国内製造業における投資拡大、生産回復とも親和性が高く、今後も持続的に推進されていくと想定され、米国市場における投資や事業運営にあたって留意しておく必要がある。

- ・ 今回のワシントン合会には商務長官は参加しておらず、結果として米国の半導体等輸出管理については変更をもたらすような合意はなかったが、中国側もレアースの輸出管理について何ら言及せず、現行の規制は継続されている。ただし、米国においては、VEU の取消、エンティティリストの追加等、対中向け輸出管理の運用強化の取り組みが継続して行われてきていることに留意する必要がある。中国側は、米側の措置を差別的なものとし、対抗措置のための調査等を開始するも、追加的な対抗措置を未だ講じる段階には至っていない。
- ・ 初期の米中協議は、主に関税や輸出管理に焦点をあてたものであったが、徐々に、米側が、フェンタニル関連の 20% 等の関税については維持しながらも、中国の内需拡大、市場開放に言及し、米国製品の輸出、中国側による大豆²¹やボーイング機の購入²²に関心を高めている兆候もある。一方、中国側は、H2O の使用抑制等の動きをみても、自律的な技術開発による経済発展、サプライチェーンの強靱化を目指す方針もあり、米国製品や技術への依存をリスクとみなす傾向もある。
- ・ 今後、一時的な関税賦課停止が期限を迎える 11 月 10 日を控え、10 月末の APEC 首脳会議で米中首脳会談が行われる予定であるが、米中両国がフランクフルトで再び期限前に閣僚レベルの協議を行う²³ことも報道されている。また、来年にはトランプ大統領が訪中することになっている。これらのスケジュールを踏まえ、今後の進展に引き続き注目する必要がある。

release/commerce-issues-final-rule-formalize-icts-program

¹⁹BIS, Connected Vehicles, <https://www.bis.gov/connected-vehicles>

²⁰FCC, FCC Acts to Accelerate Submarine Cable Buildout & Security, Aug 13, 2025, <https://www.fcc.gov/document/fcc-acts-accelerate-submarine-cable-buildout-security-0>

²¹ブルームバーグ、トランプ氏中国に米国産大豆「4 倍」購入促す、2025 年 8 月 11 日、
<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2025-08-11/T0TB5JGP493A00>

²²ブルームバーグ、ボーイング、中国と最大 500 機の販売契約に向け最終調整、2025 年 8 月 21 日、
<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2025-08-21/T1CES4GOYMTF00>

²³ブルームバーグ、ベッセント財務長官、米中はフランクフルトで再び通商協議実施へ、2025 年 9 月 16 日、
<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2025-09-16/T2OK3ZGOT0JM00>

◆商務部公告 2025 年第 50 号 米国の中国に対する集積回路分野の関連措置について反差別立件調査開始に関する公告²⁴

【発布団体】貿易救済局

【発布文書番号】商務部公告 2025 年第 50 号

【文書発布期日】2025 年 9 月 13 日

《中華人民共和国対外貿易法》第七条²⁵、第三十六条²⁶の規定に基づき、いかなる国または地域も貿易において中華人民共和国に対し差別的な禁止、制限またはその他の類似した措置を講じた場合、中華人民共和国は実際の状況に基づいて当該国家または当該地域に対して相応の措置を講じることができる。商務部は自らまたは国務院の他の関係部門と共同で関連する調査を開始することができる。

商務部が得た予備的証拠によれば、米国の中国に対する集積回路分野の関連措置（以下、調査対象措置）は《中華人民共和国対外貿易法》第七条に規定する“貿易において中華人民共和国に対し差別的な禁止、制限またはその他の類似した措置を講じた”状況に合致する。

《中華人民共和国対外貿易法》第三十六条、第三十七条の規定に基づき、商務部は 2025 年 9 月 13 日に米国の調査対象措置に対して反差別性調査を開始することを決定した。今ここに関連事項を以下の通り公告する：

一、調査対象措置

²⁴ 「商务部公告 2025 年第 50 号 公布就美国对华集成电路领域相关措施发起反歧视立案调查」（中華人民共和国商務部サイト政務公開・政策発布 2025 年 9 月 13 日）

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_10f0b79967124892ba1be0981d9e56f6.html

²⁵ 《中華人民共和国対外貿易法》（2022 年 12 月 31 日第二次修正）第七条に「いかなる国または地域も貿易において中華人民共和国に対し差別的な禁止、制限またはその他の類似した措置を講じた場合、中華人民共和国は実際の状況に基づいて当該国家または当該地域に対して相応の措置を講じることができる」とある。参考：

（国家法律法規数拠庫）<https://flk.npc.gov.cn/index>

²⁶ 前掲《中華人民共和国対外貿易法》（2022 年 12 月 31 日第二次修正）第三十六条に「対外貿易秩序を守るため、国務院対外貿易主管部門は自らまたは国務院のその他の関係部門と共同で、法律・行政法規の規定に従って以下の事項に対して調査を行うことができる：（一）貨物の輸出入、技術の輸出入、国際サービス貿易の国内産業とその競争力に対する影響；（二）関係国または地域の貿易障壁；（三）法に従って反ダンピング、反補助金またはセーフガード等の対外貿易救済措置を講じるか否かを確定するために、調査を必要とする事項；（四）対外貿易救済措置を回避する行為；（五）対外貿易における国家の安全・利益に関わる事項；（六）本法第七条、第二十八条第二項、第二十九条、第三十条、第三十一条第三項、第三十二条第三項の規定を執行するために、調査を必要とする事項；（七）その他の対外貿易秩序に影響し、調査を必要とする事項」とある。

取得した予備的証拠と情報に基づけば、今回の調査対象は米国の中国に対する集積回路分野の関連措置であり、以下が含まれる可能性がある：

(一) 2018年以降、米国政府が中国に対する301条調査の結果に基づいて、集積回路を含む中国製品に対してすでに追加徴収した、またはしようとする関税、およびその他の可能性のある禁止、制限または類似した措置。

(二) 2022年以降、米国政府が関連規則の公布、通知書の送付等の方式を通じて、中国に対する集積回路関連製品、製造設備等の輸出を制限し、「アメリカ人」の中国半導体プロジェクトへの参加を制限したこと。たとえば2022年10月、2023年10月、2024年12月、2025年1月に公布した規則など。

(三) 2022年以降、米国政府が《CHIPS and Science Act》および関連規則に基づいて、関連企業および個人が中国の関連分野で行う経済貿易や投資活動等を制限したこと。

(四) 2025年5月、米国政府が発布したニュースとガイドラインで、華為昇騰（Huawei Ascend）を含む中国の先端コンピューティング集積回路の使用を制限したこと、米国の人工知能チップを中国の人工知能モデルのトレーニングに使用することを制限したこと等。

このほか、米国が集積回路分野の、設計・製造・パッケージング・試験・装備・部品・材料・ツールを含む各段階および具体的な応用シーンにおいて、中国に対して講じたその他の差別的な禁止、制限または類似した措置についても今回の調査範囲に含まれる。

二、調査手順

《中華人民共和国対外貿易法》第三十七条²⁷の規定に基づき、調査は書面によるアンケート、聴聞会の開催、実地調査、委託調査などの方式を採用して実施することができる。商務部は調査結果に基づいて、調査報告の提出、または処分の裁定を行い、公告を発布する。

三、調査期限

今回の調査は2025年9月13日に開始し、調査期限は通常3か月とするが、特殊な状況下では適宜延長できる。

四、公開情報の閲覧

調査の過程において、利害関係者は商務部ウェブサイトの貿易救済調査局サブサイトから案件の公開情報を照会する、または商務部貿易救済公開情報閲覧室（電話番号：0086-10-65197878）で案件の公開情報を検索、閲覧、書き写し、または複写することができる。

²⁷ 前掲《中華人民共和国対外貿易法》（2022年12月31日第二次修正）第三十七条に「対外貿易調査を開始する際、国务院の対外貿易主管部門が公告を発布する。調査は書面によるアンケート、聴聞会の開催、実地調査、委託調査などの方式を採用して実施することができる。国务院の対外貿易主管部門は調査結果に基づき、調査報告を提出する、または処分の裁定を行い、公告を発布する」とある。

五、コメント・意見の提出

利害関係者は本公告公布の日より 30 日以内に書面形式で立件と調査の手順に関わる問題のコメント・意見を商務部貿易救済調査局に提出することができる。

今回の調査の公平・公正性、公開・透明性を保証するため、利害関係者は本公告発布の日より 30 日以内に書面形式で回答をコメント・意見表（付属文書参照）に記入し商務部貿易救済調査局に提出することができる。

六、聴聞会の申請

利害関係者は本公告発布の日より 20 日以内に書面形式で聴聞会の申請を商務部貿易救済調査局に提出することができる。

七、政府間協議

調査対象措置が引き起こす、または引き起こす可能性のある影響を排除し救済するため、米国政府は本公告発布の日より 30 日以内に書面形式で商務部（貿易救済調査局）に中国政府と政府間協議を行う申請を提出することができる。

八、情報の提出と処理

利害関係者が調査過程においてコメント・意見、回答等を提出する場合、“貿易救済調査情報化プラットフォーム”（<https://etrb.mofcom.gov.cn>）を通じて電子版を提出するとともに、商務部の要求に基づいて、同時に書面版を提出しなければならない。電子版と書面版の内容は同一で、書式が一致していなければならない。

利害関係者は提供した資料が漏洩した場合に重大な悪影響が生じると考える場合、商務部に秘密資料として処理するよう申請し、その理由を説明することができる。商務部がその請求に同意した場合、秘密保持を申請した利害関係者は同時に当該秘密情報の非秘密概要を提供しなければならない。非秘密概要は、十分で、有意義な情報を含み、それによって他の利害関係者が秘密情報を合理的に理解できるようにしなければならない。非秘密概要を提供できない場合、理由を説明しなければならない。利害関係者の提出した情報に秘密保持を必要とする説明がなされていない場合、商務部は当該情報を公開情報とみなす。

九、連絡方法

住所：北京市東長安街 2 号

郵便番号：100731

商務部貿易救済調査局

電話番号：0086-10-65198054、65198073、85093421

FAX：0086-10-65198172

関連ウェブサイト：商務部ウェブサイト貿易救済調査局サブサイト（<http://trb.mofcom.gov.cn>）

◆中国が米国の中国に対する集積回路分野の関連措置に反差別立件調査を開始したことを公布したことについて商務部報道官が記者の質問に回答（2025年9月13日）²⁸

質問：私たちは、中国が米国の中国に対する集積回路分野の関連措置に反差別調査を開始したことに注目していますが、関連する状況を説明していただけますか？

回答：最近、米国は集積回路分野で中国に対して301条調査や輸出管理措置等を含む一連の禁止および制限措置を講じている。これらの保護主義のやり方は中国に対する差別の疑いがあり、中国の先端コンピューティングチップや人工知能等のハイテク産業発展に対する抑止・抑圧であり、中国の発展の利益を損なうだけでなく、世界の半導体産業チェーン・サプライチェーンの安定を著しく損なうものであり、中国はこれに対して断固反対する。

《中華人民共和国対外貿易法》第七条、第三十六条、第三十七条の規定に基づき、中国は米国の中国に対する集積回路分野の関連措置について反差別調査を開始することを決定し、次いで実際の状況に基づいて米国に対して相応の措置を講じる。

今回の調査は公正、公平、公開の原則を堅持して実施し、中国国内産業、企業を含む米国の措置の影響を受ける各利害関係者が積極的に調査に参加することを歓迎する。中国は一切の必要な措置を講じて中国企業の正当な権益を守っていく。

²⁸ 「商务部新闻发言人就中方公布就美国对华集成电路领域相关措施发起反歧视立案调查答记者问」（中華人民共和国商務部サイト新聞発布・新聞發言人談話 2025年9月13日）

https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyrtth/art/2025/art_a0edc1b08c794ba295bd2ac394ccd1d5.html

◆NVIDIA が独占禁止法に違反、市場監督管理総局は法に従って更なる調査の実施を決定（2025年9月15日）²⁹

このほど、予備的調査の結果、NVIDIA 社は《中華人民共和国独占禁止法》および《NVIDIA 社による Mellanox Technologies 社の株式買収案の独占禁止審査を制限条件付きで承認する決定に関する市場監督管理総局の公告》に違反しており、市場監督管理総局は法に従ってこれに対して更なる調査を実施することを決定した。

◆NVIDIA が独占禁止法違反の疑い、市場監督管理総局は法に従って立件調査を決定（2024年12月10日）³⁰

このほど、NVIDIA 社は《中華人民共和国独占禁止法》および《NVIDIA 社による Mellanox Technologies 社の株式買収案の独占禁止審査を制限条件付きで承認する決定に関する市場監督管理総局の公告》（市場監督管理総局公告〔2020〕第16号）に違反した疑いにより、市場監督管理総局は法に従って NVIDIA 社に対して立件調査を実施する。

◆NVIDIA 社による Mellanox Technologies 社の株式買収案の独占禁止審査を制限条件付きで承認する決定に関する市場監督管理総局の公告（概要のまとめのみ）³¹

一、立件および審査手続き

*2019年4月24日に NVIDIA 社による Mellanox Technologies 社の買収について、事業者集中の独占禁止法による申告があった。

*2019年8月15日に市場監督管理総局が事業者集中の申告を立件し予備的審査を開始。

*2019年9月12日に市場監督管理総局が更なる審査の実施を決定。

*2019年12月10日に申告者の同意を得て更なる審査の期限の延長を決定。

*2020年2月9日に更なる審査の延長期間満了時に、申告者が案件を撤回し、市場監督管理総局の同意を取得。

²⁹ 「英伟达违反反垄断法市场监管总局依法决定实施进一步调查」（国家市場監督管理総局 2025年9月15日）
https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2025/art_66b8363c3a194ba0a394a843d6cf3fd1.html

³⁰ 「英伟达涉嫌违反反垄断法市场监管总局依法决定立案调查」（新華網 2024年12月10日）
<http://www.news.cn/finance/20241210/dced5f6803254165aad48f439bcae7c3/c.html>

³¹ 「市场监管总局关于附加限制性条件批准英伟达公司收购迈络思科技有限公司股权案反垄断审查决定的公告」（国家市場監督管理総局競争政策協調司 2020年4月16日）
https://www.samr.gov.cn/jzxts/tzgg/ftjzp/art/2023/art_68aacaba17c34eff9de61fed2c3c65a8.html

※2020年2月12日に市場監督管理総局は申告者の改めての申告に対し立件審査を実施し、市場監督管理総局は、この集中が世界および中国のGPUアクセラレータ、プライベートネットワーク相互接続機器および高速イーサネットアダプタ市場において競争を排除、制限する効果を持つ、または持つ可能性があると判断した。

二、案件の基本状況

買収者：NVIDIA。当該企業は1998年に米国で設立され、米国ナスダック証券取引所に上場しており、主にグラフィックス処理装置（GPU）の研究開発、生産と販売に従事。

被買収者：Mellanox Technologies。当該企業は1999年にイスラエルで設立され、米国ナスダック証券取引所に上場しており、主にネットワーク相互接続製品の研究開発、生産と販売に従事。

2019年3月10日、取引当事者双方が協議に調印し、NVIDIAがMellanox Technologiesのすべての株式を買収した。集中の完了後、Mellanox TechnologiesはNVIDIAの子会社となる。

三、関連市場

（一）関連商品市場

調査の結果、NVIDIAおよびMellanox Technologiesはデータセンタサーバと普通イーサネットアダプタの商品市場で垂直関係が存在し、グラフィックスプロセッサアクセラレータ（以下、GPUアクセラレータと略）とプライベートネットワーク相互接続機器、GPUアクセラレータと高速イーサネットアダプタ等2組の商品市場で隣接関係が存在した。

1. GPUアクセラレータ（詳細は略）
2. プライベートネットワーク相互接続機器（詳細は略）
3. イーサネットアダプタ（詳細は略）
4. はデータセンタサーバ

（中略）

六、審査・決定

この事業者集中は世界および中国のGPUアクセラレータ、プライベートネットワーク相互接続機器、高速イーサネットアダプタ市場において競争を排除、制限する効果をもつ、または持つ可能性があることを考慮し、申告者が提出した追加制限条件承諾案に基づいて、市場監督管理総局はこの集中を制限条件付きで承認し、NVIDIA、Mellanox Technologiesおよび集中後の実体に以下の義務を履行するよう求める：

（一）中国市場向けにNVIDIAのGPUアクセラレータとMellanox Technologiesの高速ネットワーク相互接続機器を販売する際、いかなる方法においてもセット販売を行ってはならず、またはいかなるその他の不合理な取引条件を付加してはならない；顧客が上記製品を単独で購入または使用することを妨害または制限してはならない；サービス水準、価格、ソフトウェア機能等において上記製品を単独購入した顧客を差別してはならない。

（二）公平、合理的、無差別の原則に従って中国市場向けに継続してNVIDIAのGPUアクセラレータ、Mellanox Technologiesの高速ネットワーク相互接続機器および関連ソフトウェア、アクセサリを供給する。

(三) NVIDIA の GPU アクセラレータと第三者のネットワーク相互接続機器、Mellanox Technologies の高速ネットワーク相互接続機器とアクセラレータの相互運用性を継続して保証する。

(四) Mellanox Technologies の高速ネットワーク相互接続機器のポイントツーポイント通信ソフトウェアおよび統合通信ソフトウェアのオープンソースの承諾を継続して保持する。

(五) 第三者のアクセラレータおよびネットワーク相互接続機器メーカーの情報に対して保護措置を講じる。

(六) 【秘密情報】

(七) 【秘密情報】

上記制限条件の監督執行は本公告に従って行うほか、NVIDIA が 2020 年 4 月 10 日に市場監督管理総局に提出した追加制限条件承諾案は取引当事者双方および集中後の実体に法的拘束力を持つものとする。

制限条件の発効日より 6 年後、取引当事者双方および集中後の実体は市場監督管理総局に対し条件解除の申請を提出することができる。市場監督管理総局は申請に従い、かつ市場競争の儒教に基づいて解除するか否かの決定を下す。解除されない間は、取引当事者双方および集中後の実体は制限条件の履行を継続しなければならない。

市場監督管理総局は受託人による、または自らの監督検査を通じて上記義務の履行状況を監督する権限を有する。申告者が上記義務を履行しなかった場合、市場監督管理総局は《独占禁止法》の関連規定に基づいて処分を行う。

本決定は公告の日より発効する。

付属文書：NVIDIA 社による Mellanox Technologies 社の株式買収案に関する追加制限条件承諾案

市場監督管理総局
2020 年 4 月 16 日